

○三笠市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関する要綱

平成29年3月31日

29三保第126号

改正 令和2年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（以下「指定」という。）について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(指定の申請)

- 第3条** 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、三笠市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書（別記第1号様式）により行わせるものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、省令第140条の63の6第1号又は第2号に該当するものとして別に定める基準を満たしているか否かを審査し、指定をするときは三笠市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書（別記第2号様式）により、指定をしないときは三笠市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に対して通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定をすることにより、市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じると認められるときは、事業者が前項の基準を満たさず場合であっても、指定をしないものとする。この場合において、市長は、当該事業者に対して三笠市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書（別記第3号様式）により当該指定をしない旨を通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に、当該指定に係る三笠市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書（別記第2号様式）に記載された事項を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示させるものとする。

(指定の更新)

- 第4条** 法第115条の45の6の規定による更新の申請は、三笠市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書（別記第1号様式）により行わせるものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、別に定める基準を満たしているか否かを審査し、指定の更新を行うときは、三笠市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書（別記第2号様式）により、指定の更新をしないときは三笠市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者不承認通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に対して通知するものとする。

(指定の有効期間)

第5条 省令第140条の63の7の規定による指定の有効期間は、6年とする。

(変更の届出等)

第6条 市長は、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該事項を記載した申請書又は書類を提出した指定事業者に三笠市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書(別記第4号様式。以下「変更届出書」という。)を提出させるものとする。

2 市長は、指定事業者が法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を廃止し、若しくは休止しようとするとき又は休止した当該事業を再開したときは、当該指定事業者(別記第5号様式。以下「廃止・休止・再開届出書」という。)を提出させるものとする。

3 変更届出書の提出期限は、当該変更のあった日の10日後、廃止・休止・再開届出書の提出期限は、廃止又は休止しようとする日の1箇月前(休止した当該事業を再開したときは、再開した日の10日後)とする。

(指定の取消し)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定による指定の取消し又は効力の停止をしたときは、三笠市介護予防・日常生活総合事業第1号事業者取消・停止通知書(別記第6号様式)を指定事業者(別記第6号様式)に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 市長は、第3条の規定による指定又は第6条の規定による届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、北海道、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める情報

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(施行のために必要な準備)

第2条 前条の規定にかかわらず、指定の申請に必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。